

議案第70号

天理市立休日応急診療所条例の一部改正について

天理市立休日応急診療所条例の一部を次のように改正しようとする。

平成25年12月9日提出

天理市長 並 河 健

天理市立休日応急診療所条例の一部を改正する条例

天理市立休日応急診療所条例（昭和53年9月天理市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

（使用料及び手数料）

第5条 診療を受ける者の使用料及び手数料は、次のとおりとする。

- （1）診療に係る使用料 健康保険法（大正11年法律第70号）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定に基づき定められた診療報酬の算定方法により算定した額。ただし、これにより算定し難いものについては、市長が別に定める額
 - （2）診断書、証明書等の交付に係る手数料 1通につき500円以上5,000円以下の範囲内において市長が定める額
- 2 前項の使用料又は手数料について、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により消費税が課される部分がある場合は、当該部分に消費税等相当額（同法に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額の合計額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）をいう。）を加算した額とする。
- 3 前2項の規定により算定した額に10円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。